

令和 8 年度

水 質 測 定 計 画

福 島 県

公共用水域の水質測定計画

地下水の水質測定計画

令和8年度 水質測定計画

目 次

I 公共用水域の水質測定計画

1	目的	1
2	測定期間	1
3	対象水域及び測定地点数	1
4	測定項目	1
5	測定機関	1
6	調査方法	1
7	測定方法、報告下限値等	2
8	測定地点別測定項目	2
9	測定結果の報告	2
10	公表	2
11	その他の調査	2
12	その他	2
	別表1 対象水域及び測定地点数	3
	別表2 令和8年度 測定水域数及び測定地点数（測定機関別）	4
	別表3 測定項目	5
	別表4 測定方法、報告下限値等	6
	水質異常時における測定結果表	11
	別表5 測定地点別測定項目一覧表（河川）	13
	別表6 測定地点別測定項目一覧表（湖沼）	23
	別表7 測定地点別測定項目一覧表（海域）	25
	別表8 要監視項目の測定	28
	別表9 トリハロメタン生成能の測定	30
	調査地点図 令和8年度 水質測定計画地点図	31
	水質環境基準の水域類型指定一覧表	42
	水質汚濁に係る環境基準	50
	人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	60
	水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値	61

II 地下水の水質測定計画

1	目的	6 2
2	測定期間	6 2
3	測定機関	6 2
4	調査の種類	6 2
5	測定地点数及び測定地点	6 2
6	測定項目	6 4
7	測定方法	6 5
8	測定結果の評価	6 5
9	測定結果の報告	6 5
10	公表	6 5
11	その他	6 5
12	参考	6 6
別表1	令和8年度地下水の水質測定地点数（1 概況調査、2 継続監視調査）	6 7
別表2	概況調査（ローリング方式）測定地点一覧表	6 8
別表3	概況調査（定点方式）測定地点一覧表	6 9
別表4	継続監視調査 測定地点一覧表	7 0
別表5	要監視項目（ローリング方式）測定地点一覧表	7 6
別表6	要監視項目（継続監視方式）測定地点一覧表	7 6
別表7	測定方法及び報告下限値	7 7
別表8	地下水の水質汚濁に係る環境基準（地下水の汚染の有無の判断基準）	7 9
	人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	8 0
	地下水の水質測定結果表	8 1
	調査地点図 令和8年度 地下水質測定計画地点図	8 2
参考	水質汚濁防止法に基づく放射性物質の常時監視	8 7

I 公共用水域の水質測定計画

1 目的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、福島県内の公共用水域の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

※公共用水域における放射性物質のモニタリングについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質については、原子力規制委員会が中心となり「総合モニタリング計画」に基づき、関係府省、自治体、原子力事業者等が連携しモニタリングを実施しているため、本計画には含んでいません。

また、水質汚濁防止法に基づく放射性物質の常時監視については、環境省が全国の公共用水域において実施しています。

2 測定期間

令和8年4月から令和9年3月までとする。

3 対象水域及び測定地点数

対象水域及び測定地点数は、別表1及び別表2のとおりとする。

4 測定項目

測定項目は、別表3のとおりとする。

5 測定機関

測定機関は、国土交通省、福島県、福島市、郡山市及びいわき市とする。

6 調査方法

調査方法は、「水質調査方法(昭和46年9月30日付け環境庁水質保全局長通知環水管第30号)」に準拠するが、採水日及び採水部位については次のとおりとする。

(1) 採水日

採水日は、採水日前において、比較的晴天が続き水質の安定している日を選ぶものとする。

(2) 採水部位

ア 河川については、原則として流心部の表層水を採水するものとするが、河川合流点下流又は汚水流入点下流などであって、偏流の著しい場合は2点以上で採水し、それらを等量混合して1検体とする。

イ 湖沼については、原則として水域毎に定められた深度別に採水を行うものとする。ただし、大腸菌数、プランクトン及びクロロフィルaについては表層から採水したものを検体とする。

ウ 海域については、原則として表層(海面下0.5m)、下層(海面下10m)の2層で採水しこれを等量混合して1検体とする。

ただし、油分、大腸菌数及びクロロフィルaについては表層から採水したものを検体とする。

なお、全水深が10m未満の場合は、表層のみの採水とする。

7 測定方法、報告下限値等

測定方法、報告下限値等は、別表4のとおりとする。

8 測定地点別測定項目

測定地点別測定項目は、別表5、別表6及び別表7のとおりとする。

9 測定結果の報告

- (1) 測定結果は、平成22年3月29日付け21環保第2143号「公共用水域水質測定結果の報告について」に基づき、福島県生活環境部長に報告するものとする。
- (2) 測定の結果、健康項目について「人の健康の保護に関する環境基準」を超える数値を検出した場合は、水質異常時における測定結果表により速やかに福島県生活環境部長に連絡するものとする。

10 公表

福島県知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、令和8年度公共用水域の水質測定計画による測定結果を令和9年度中に公表するものとする。

11 その他の調査

- (1) 要監視項目の測定
要監視項目の測定については、知見の集積を図るため、別表8のとおり実施するものとする。
- (2) トリハロメタン生成能の測定
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第24条に基づくトリハロメタン生成能の測定を、水道の取水がなされている水域又はその上流の水域で、別表9のとおり実施するものとする。

12 その他

本計画に定めのない細部事項については、関係機関が協議のうえ定めるものとする。

対象水域及び測定地点数

水域区分	水系名	河川名 (測定地点数)	計
河川	阿賀野川	阿賀野川(※) (6) 只見川(2) 伊南川(2) 田付川(2) 宮川(1) 旧宮川(1) 濁川(2) 押切川(2) 日橋川(1) 湯川(3) 旧湯川(1) 大塩川(1) 溷川(1) 高橋川(1) 小黒川(1) 長瀬川(1) 酸川(1) 舟津川(1) 菅川(1) 常夏川(1) 大江川(1)	21 (33)
	阿武隈川	阿武隈川(8) 広瀬川(3) 小国川(1) 産ヶ沢川(1) 東根川(1) 滝川(1) 佐久間川(1) 摺上川(2) 八反田川(1) 松川(1) 荒川(2) 須川(1) 濁川(1) 水原川(1) 女神川(1) 移川(1) 油井川(1) 鯉川(1) 六角川(1) 杉田川(1) 五百川(3) 逢瀬川(3) 藤田川(1) 桜川(1) 亀田川(1) 大滝根川(3) 谷田川(1) 牧野川(1) 笹原川(1) 滑川(1) 积迦堂川(2) 社川(2) 今出川(1) 北須川(1) 藤野川(1) 谷津田川(1) 堀川(2) 泉川(1)	38 (58)
	那珂川	黒川(1)	1 (1)
	久慈川	久慈川(2) 川上川(1)	2 (3)
	地蔵川	地蔵川(1)	1 (1)
	小泉川	小泉川(2)	1 (2)
	宇多川	宇多川(2)	1 (2)
	真野川	真野川(3)	1 (3)
	新田川	新田川(2)	1 (2)
	太田川	太田川(1)	1 (1)
	小高川	小高川(2)	1 (2)
	請戸川	請戸川(2) 高瀬川(1)	2 (3)
	前田川	前田川(1)	1 (1)
	熊川	熊川(1)	1 (1)
	富岡川	富岡川(1)	1 (1)
	井出川	井出川(1)	1 (1)
	木戸川	木戸川(3)	1 (3)
	浅見川	浅見川(2)	1 (2)
	大久川	大久川(1) 小久川(1)	2 (2)
	境川	境川(1)	1 (1)
	夏井川	夏井川(4) 好間川(3) 新川(2) 仁井田川(2)	4 (11)
	滑津川	滑津川(1)	1 (1)
	神白川	神白川(1)	1 (1)
	藤原川	藤原川(3) 湯本川(1) 矢田川(1) 宝珠院川(1)	4 (6)
	鮫川	鮫川(3) 四時川(2) 渋川(1)	3 (6)
	蛭田川	蛭田川(2)	1 (2)
	計		94 河川 (111 水域) 150 地点

(※)福島県内では、阿賀川と呼称される。

水域区分	水系名	水域名 (測定地点数)	計
湖 沼	阿賀野川	大川ダム貯水池(1) 尾瀬沼(1) 奥只見貯水池(1) 田子倉貯水池(1) 沼沢湖(1) 猪苗代湖(8) 檜原湖(3) 小野川湖(3) 秋元湖(3) 曾原湖(1) 雄国沼(1) 磐梯五色沼湖沼群(毘沙門沼)(1) 東山ダム貯水池(2) 羽鳥湖(1)	14 (28)
	阿武隈川	千五沢ダム貯水池(1) 三春ダム貯水池(1) 摺上川ダム貯水池(1)	3 (3)
	鮫 川	四時ダム貯水池(1)	1 (1)
計		18 湖沼 (18 水域) 32 地点	
海 域	相双地区 地先海域	相双地区地先海域(6) 松川浦海域(3) 相馬港及び相馬地先海域(2) 南相馬市原町区地先海域(3)	4 (14)
	いわき市 地先海域	いわき市地先海域(3) 久之浜港(1) 四倉港(1) 豊間漁港(2) 江名港(1) 中之作港(1) 小名浜港(3) 常磐沿岸海域(6) 常磐沿岸海域(小名浜港沖)(2)	9 (20)
	計	13 海域 (13 水域) 34 地点	
合計		125河川等 (142水域) 216地点	

(注) この表は、全ての測定地点を記載しており、令和8年度に測定を実施しない地点(ローリング地点等)も含まれる。

別表 2

令和8年度 測定水域数及び測定地点数 (測定機関別)

区分	環境基準の類型指定状況	測定地点数等								
		河川数等	水域数	地点数	地点数の測定機関別内訳					
					福島県	福島市	郡山市	いわき市	東北地方整備局	北陸地方整備局
河川	指定有	43(40)	60(46)	94(55)	53	3	6	18	9	5
	指定無	35(9)	35(9)	38(9)	16	5	7	10	0	0
	小計	78(49)	95(55)	132(64)	69	8	13	28	9	5
湖沼	指定有	15(4)	15(4)	28(8)	24	0	3	0	0	1
	指定無	3(2)	3(2)	3(2)	1	0	0	0	2	0
	小計	18(6)	18(6)	31(10)	25	0	3	0	2	1
海域	指定有	13(6)	13(6)	34(8)	14	0	0	20	0	0
合計		109(61)	126(67)	197(82)	108	8	16	48	11	6

(注) 1 指定の有無は、生活環境の保全に関する環境基準の類型のあてはめの有無を示す。

2 () 内は、測定地点数の内数であり、健康項目の測定地点数を示す。

測定項目

区分		項目
一般調査	河川	天候（当日及び前日）、気温、水温、流量、採取位置、採取水深、干潮・満潮時刻、透視度、色相、臭気、DOの飽和率
	湖沼、海域	天候（当日及び前日）、気温、水温、採取位置、採取水深、干潮・満潮時刻、透明度、水色、臭気、DOの飽和率
生活環境項目		水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質（n-ヘキサン抽出物質）、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
特殊項目		フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム
健康項目		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
その他の項目		アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん、塩化物イオン、硫酸イオン、アルミニウム及びその化合物、陰イオン界面活性剤、クロロフィルa、電気伝導率、プランクトン、クロチアニジン
トリハロメタン生成能		トリハロメタン生成能、クロロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、ブロモホルム生成能
要監視項目		クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（EPN）、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

測定方法、報告下限値等

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告 下限値	報告下限値 未満の 記載方法	有効数字最大 桁数	有効数字 最小の位
一般 調査	天候	公共用水域水質測定結果電算入力要領のコード表（以下「コード表」という。）の天候コードによる	—	—	—	—	—
	気温	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-1 6.2に定める方法	℃	—	—	—	小数点以下1桁
	水温	規格 K0102-1 6.3に定める方法	〃	—	—	—	〃
	流量	水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号）の4の(1)のカに掲げる方法又は規格 K0094 8.4に定める方法	m ³ /sec	—	—	—	小数点以下2桁
	採取位置	コード表の採水部位コードによる	—	—	—	—	—
	干潮・満潮時刻	測定時刻前後の干潮・満潮時刻を潮位表（海上保安庁）により調べる	時分	—	—	—	—
	透視度	規格 K0102-1 8に定める方法を準用し、透視度計は全長1mのものを用いる	m	—	—	—	小数点以下2桁
	透明度	海洋観測指針（第1部 気象庁）に掲げる方法	m	—	—	—	小数点以下1桁
	色相	コード表の色相コードによる	—	—	—	—	—
	水色	フォーレル・ウーレ水色標準液のNo.による	—	—	—	—	—
臭気	コード表の臭気コードによる	—	—	—	—	—	
生活 環境 項目	pH	昭和46年12月28日環境庁告示第59号（以下、「告示」という。）に掲げる方法	—	—	—	—	小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁
	DO	〃	mg/L	0.5	<0.5	2桁	小数点以下1桁
	BOD	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	COD	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	SS	〃	〃	1	<1	〃	整数 (1の位)
	大腸菌数※	〃	CFU/ 100mL	〃	〃	〃	〃
	n-ヘキサン抽出物質	〃	mg/L	0.5	<0.5	〃	小数点以下1桁
	全窒素	〃	〃	0.05	<0.05	〃	小数点以下2桁
	全りん	〃	〃	0.003	<0.003	〃	小数点以下3桁
	全亜鉛	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
ノニルフェノール	〃	〃	0.00006	<0.00006	〃	小数点以下5桁	
LAS	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	小数点以下4桁	

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告 下限値	報告下限値 未満の 記載方法	有効数字 最大桁数	有効数字 最小の位
特殊項目	フェノール類	昭和49年9月30日環境庁 告示第64号に掲げる方法	mg/L	0.005	<0.005	2桁	小数点以下3桁
	銅	〃	〃	0.01	<0.01	〃	小数点以下2桁
	溶解性鉄	〃	〃	0.1	<0.1	〃	小数点以下1桁
	溶解性 マンガン	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
	全クロム	〃	〃	0.05	<0.05	〃	〃
健康項目	カドミウム	告示に掲げる方法	〃	0.0003	<0.0003	〃	小数点以下4桁
	全シアン	〃	〃	0.1	<0.1	〃	小数点以下1桁
	鉛	〃	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
	六価クロム	〃	〃	0.01	<0.01	〃	小数点以下2桁
	ひ素	〃	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
	総水銀	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁
	アルキル水銀	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃
	PCB	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃
	ジクロロメタン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
	四塩化炭素	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	1,2-ジクロロエタン	〃	〃	0.0004	<0.0004	〃	〃
	1,1- ジクロロエチレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
	トリス-1,2- ジクロロエチレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	〃
	1,1,1- トリクロロエタン	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁
	1,1,2- トリクロロエタン	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	〃
	トリクロロエチレン	〃	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
	テトラクロロエチレン	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁
	1,3-ジクロロプロペン	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	〃
	チウラム	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	〃
	シマジン	〃	〃	0.0003	<0.0003	〃	〃
	チオベンカルブ	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
ベンゼン	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃	
セレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	〃	

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告下限値	報告下限値未満の記載方法	有効数字最大桁数	有効数字最小の位
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	下記の測定方法により測定した硝酸イオン濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、同様に測定した亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。(注1)	mg/L	0.2	<0.2	2桁	小数点以下1桁
	硝酸性窒素	告示に掲げる方法	〃	0.1	<0.1	〃	〃
	亜硝酸性窒素	〃	〃	0.1	<0.1	〃	〃
	ふっ素	〃	〃	0.08	<0.08	〃	小数点以下2桁
	ほう素	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
	1,4-ジオキサン	〃	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
その他の項目	アンモニア性窒素	規格 K0102-2 13に定める方法により測定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じたもの	〃	0.1	<0.1	3桁	小数点以下1桁
	オルトリン酸態りん	規格 K0102-2 18.2に定める方法	〃	0.003	<0.003	〃	小数点以下3桁
	塩化物イオン	規格 K0102-2 6に定める方法	〃	2	<2	〃	整数 (1の位)
	硫酸イオン	規格 K0102-2 12に定める方法	〃	5	<5	〃	〃
	アルミニウム及びその化合物	規格 K0102-3 17.3又は17.4に定める方法	〃	0.01	<0.01	2桁	小数点以下2桁
	陰イオン界面活性剤	規格 K0102-4 6.2に定める方法	〃	0.01	<0.01	3桁	〃
	クロロフィルa	上水試験方法25に定める方法	μg/L	1.0	<1.0	2桁	小数点以下1桁
	電気伝導率	規格 K0102-1 13に定める方法	mS/m	1	<1	—	整数 (1の位)
	プランクトン	海洋観測指針 (第1部 気象庁) に掲げる方法	—	—	—	—	—
クロチアニジン	平成2年5月24日環水土第77号と同等の方法	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁	
トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能	平成7年6月16日付け環境庁告示第30号別表に掲げる方法	〃	0.004	<0.004	〃	〃
	クロロホルム生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	ブロモジクロロメタン生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	ジブロモクロロメタン生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	ブロモホルム生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告 下限値	報告下限値未 満の 記載方法	有効 数字 最大 桁数	有効数字 最小の位
要 監 視 項 目	クロロホルム	令和7年4月1日環水大管発第2504015号に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下4桁
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
	1,2-ジクロロプロパン	〃	〃	0.006	<0.006	〃	〃
	p-ジクロロベンゼン	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
	イソキサチオン	〃	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	ダイアジノン	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃
	フェニトロチオン	〃	〃	0.0003	<0.0003	〃	〃
	イソプロチオラン	〃	〃	0.004	<0.004	〃	小数点以下3桁
	オキシ銅	〃	〃	0.004	<0.004	〃	〃
	クロロタロニル	〃	〃	0.004	<0.004	〃	〃
	プロピザミド	〃	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	E P N	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	〃
	ジクロロボス	〃	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
	フェノブカルブ	〃	〃	0.002	<0.002	〃	〃
	イプロベンホス	〃	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	クロルニトロフェン	〃	〃	0.0001	<0.0001	〃	〃
	トルエン	〃	〃	0.06	<0.06	〃	小数点以下2桁
	キシレン	〃	〃	0.04	<0.04	〃	〃
	フタル酸 ジエチルヘキシル	〃	〃	0.006	<0.006	〃	小数点以下3桁
	ニッケル	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	モリブデン	〃	〃	0.007	<0.007	〃	〃
	アンチモン	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	フェノール	〃	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
	ホルムアルデヒド	〃	〃	0.003	<0.003	〃	〃
	塩化ビニルモノマー	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	エピクロロヒドリン	〃	〃	0.00004	<0.00004	〃	小数点以下5桁
	全マンガン	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
	ウラン	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	4-t- オクチルフェノール	〃	〃	0.00003	<0.00003	〃	小数点以下5桁
	アニリン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
2,4- ジクロロフェノール	〃	〃	0.0003	<0.0003	〃	小数点以下4桁	
PFOS及びPFOA	令和7年4月1日環水大管発第2504015号に掲げる方法によりPFOS及びPFOAのそれぞれの濃度を求め、これらの濃度の和をPFOS及びPFOAの濃度とする。(注1)	〃	0.0000003	<0.0000003	〃	小数点以下7桁	

- (注1) 2物質以上の濃度の和とされている項目については、まず、それぞれの物質の測定値の合計値を求めた後に、有効数字の桁数処理(注2参照)を行う。ただし、それぞれの物質の測定値のいずれかが報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- (注2) pH以外の項目については、有効数字が2桁(3桁)の場合は3桁(4桁)目以下を切り捨てる。報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

水質異常時における測定結果表

1	採水機関名		5	分析機関名	
2	水域名		6	環境基準類型	
3	採水地点		7	測定計画番号	
4	採水月・日・時刻		8	分析月日	
9	基準を超えた項目				
10	測定値				
11	基準値				
<p>(具体的な状況)</p>					

別表 9

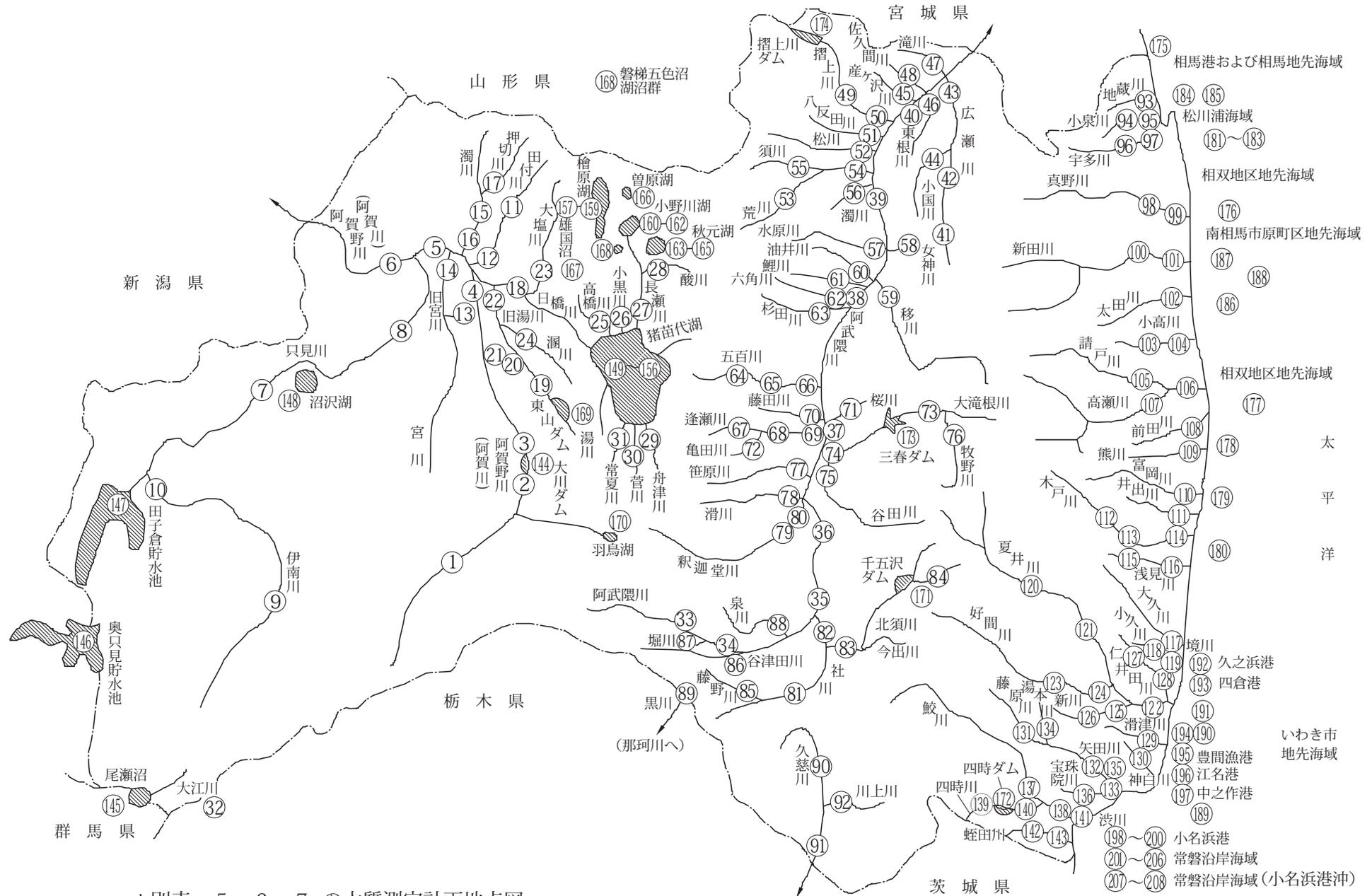
トリハロメタン生成能の測定

連番号	水域連番号	地点統一番号	河川・湖沼・海域	測定地点名	環境基準類型	総測定日数	総測定回数	測定月	測定機関		測定項目					備考
									採水機関	分析機関	トリハロメタン生成能					
											クロロホルム生成能	ジブロモクロロメタン生成能	ブロモジクロロメタン生成能	ブロモホルム生成能	合計	
2	1	005-51	阿賀野川(※)	大川橋上流	Aイ	2	2	8.10	会津振(委託)	会津振(委託)	2	2	2	2	2	(会津若松市)2年ローリング(R8測定)
301	12	205-02	押切川	日中ダム		0	0		"	"	0	0	0	0	0	(喜多方市)2年ローリング(R9測定)
37	28	002-01	阿武隈川	阿久津橋(阿久津)	Bイ基	4	4	6.8,11.2	福島河川国道(委託)	福島河川国道(委託)	4	4	4	4	4	(郡山市)
39	29	003-52	"	蓬萊橋(黒岩)	Bロ	4	4	6.8,11.2	"	"	4	4	4	4	4	(福島市)
65	50	031-52	五百川	上関下橋	Aイ生物Aイ	2	2	8.10	県北振(委託)	県北振(委託)	2	2	2	2	2	(本宮市)2年ローリング(R8測定)
302	57	027-55	大滝根川	上川原	Aイ生物Aイ	2	2	8.10	県中振(委託)	県中振(委託)	2	2	2	2	2	(田村市)2年ローリング(R8測定)
79	61	025-01	釈迦堂川	須賀川市水道取水点	Aイ基生物Aイ基	0	0		"	"	0	0	0	0	0	(須賀川市)2年ローリング(R9測定)
303	68	230-02	堀川	堀川ダム		2	2	8.10	県南振(委託)	県南振(委託)	2	2	2	2	2	(西郷村)2年ローリング(R8測定)
304	78	039-51	真野川	真野ダム	Aイ	0	0		相双振(委託)	相双振(委託)	0	0	0	0	0	(飯館村)2年ローリング(R9測定)
113	91	024-01	木戸川	長滞橋	Aイ基生物Aイ基	2	2	8.10	"	"	2	2	2	2	2	(楡葉町)2年ローリング(R8測定)
305	95	017-51	夏井川	小川町三島	Aロ	4	4	4.8,10,12	いわき市C	いわき市C	4	4	4	4	4	(いわき市)
306	97	042-51	好間川	好間町大利篠登城	Aイ	4	4	4.8,10,12	"	"	4	4	4	4	4	"
307	107	020-51	鮫川	田人柿の沢	Aイ	4	4	4.8,10,12	"	"	4	4	4	4	4	" 測定地点は柿の沢橋
150	6	501-51	猪苗代湖	小石ヶ浜水門	AイIIイ生物A	0	0		会津振(委託)	会津振(委託)	0	0	0	0	0	(会津若松市)2年ローリング(R9測定)
308	13	513-51	東山ダム貯水池	ダム水出口	AイIIハ	0	0		"	"	0	0	0	0	0	(会津若松市)2年ローリング(R9測定)
171	15	514-01	千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	A二III二基生物Bイ基	2	2	8.10	県中振(委託)	県中振(委託)	2	2	2	2	2	(石川町)
172	16	401-01	四時ダム貯水池	四時ダムサイト		1	1	2	鮫川水系管理(委託)	鮫川水系管理(委託)	1	1	1	1	1	(いわき市)
173	17	402-01	三春ダム貯水池	三春ダムサイト		4	4	5.7,9,11	三春ダム管理(委託)	三春ダム管理(委託)	4	4	4	4	4	(三春町)
174	18	403-01	摺上川ダム貯水池	摺上川ダムサイト		4	4	5.8,11.2	摺上川ダム管理(委託)	福島河川国道(委託)	4	4	4	4	4	(福島市)

(注)連番号・水域連番号・地点統一番号は、別表 5、別表 6と同じ。連番号300番台はトリハロメタン生成能のみの測定地点。

(※)福島県内では、阿賀川と呼称される。

令和8年度 水質測定計画地点図（全県）



*別表 5, 6, 7 の水質測定計画地点図

1. 阿賀野川水系 (1)

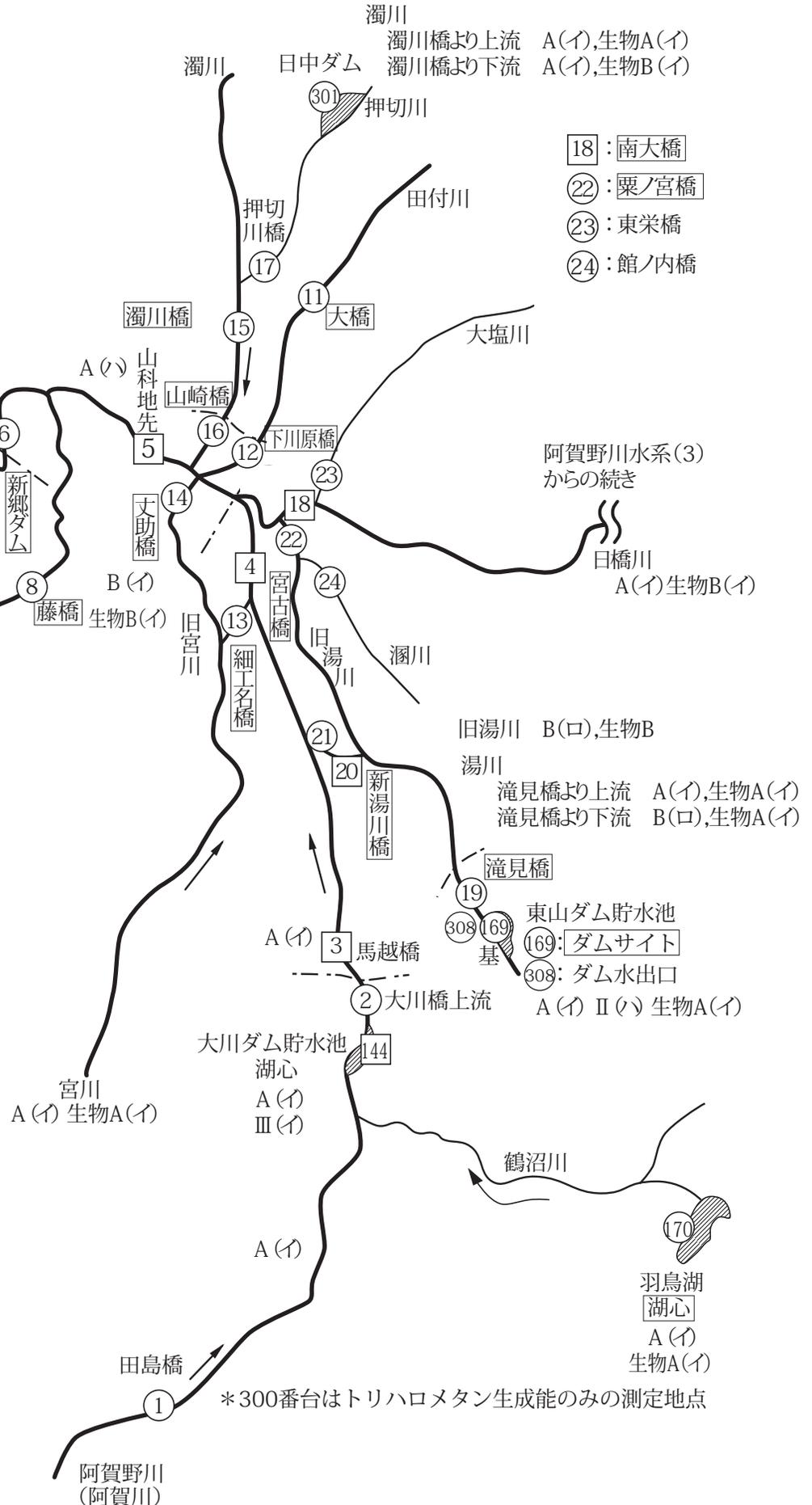
田付川
 猫ノ尾橋川上流 A(口),生物A(イ)
 猫ノ尾橋川下流 A(イ),生物A(イ)

濁川
 濁川橋より上流 A(イ),生物A(イ)
 濁川橋より下流 A(イ),生物B(イ)

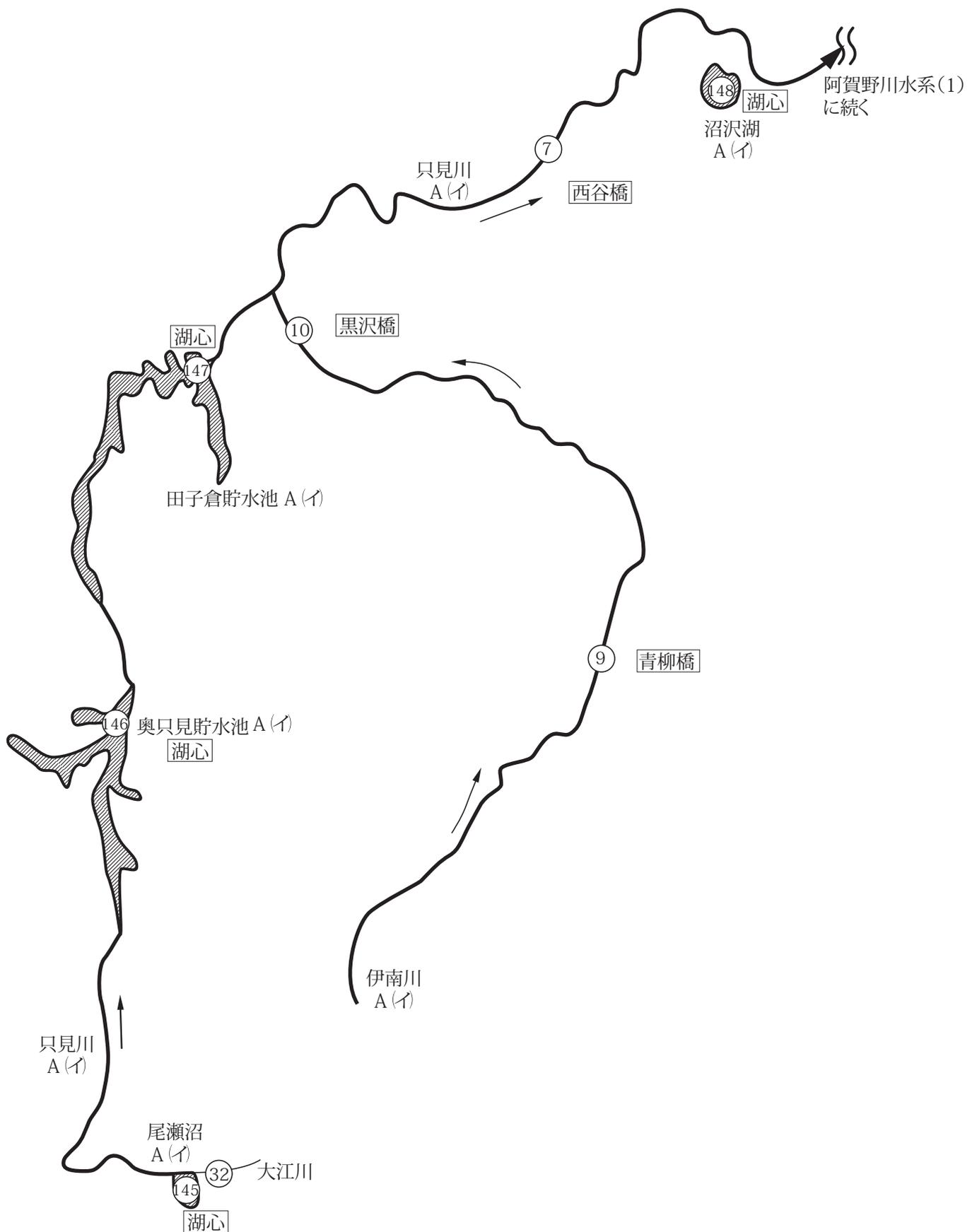
- 18: 南大橋
- 22: 粟ノ宮橋
- 23: 東栄橋
- 24: 館ノ内橋

凡 例	
A...C I...V	環境基準の類型
(イ)(口)(ハ)	環境基準の達成期間
—	環境基準指定水域
—	環境基準未指定水域
- - -	環境基準の類型境界
.....	県境の境界
.....	市町村の境界
□	国土交通省の測定地点
○	福島県の測定地点
△	政令市の測定地点
□	環境基準点

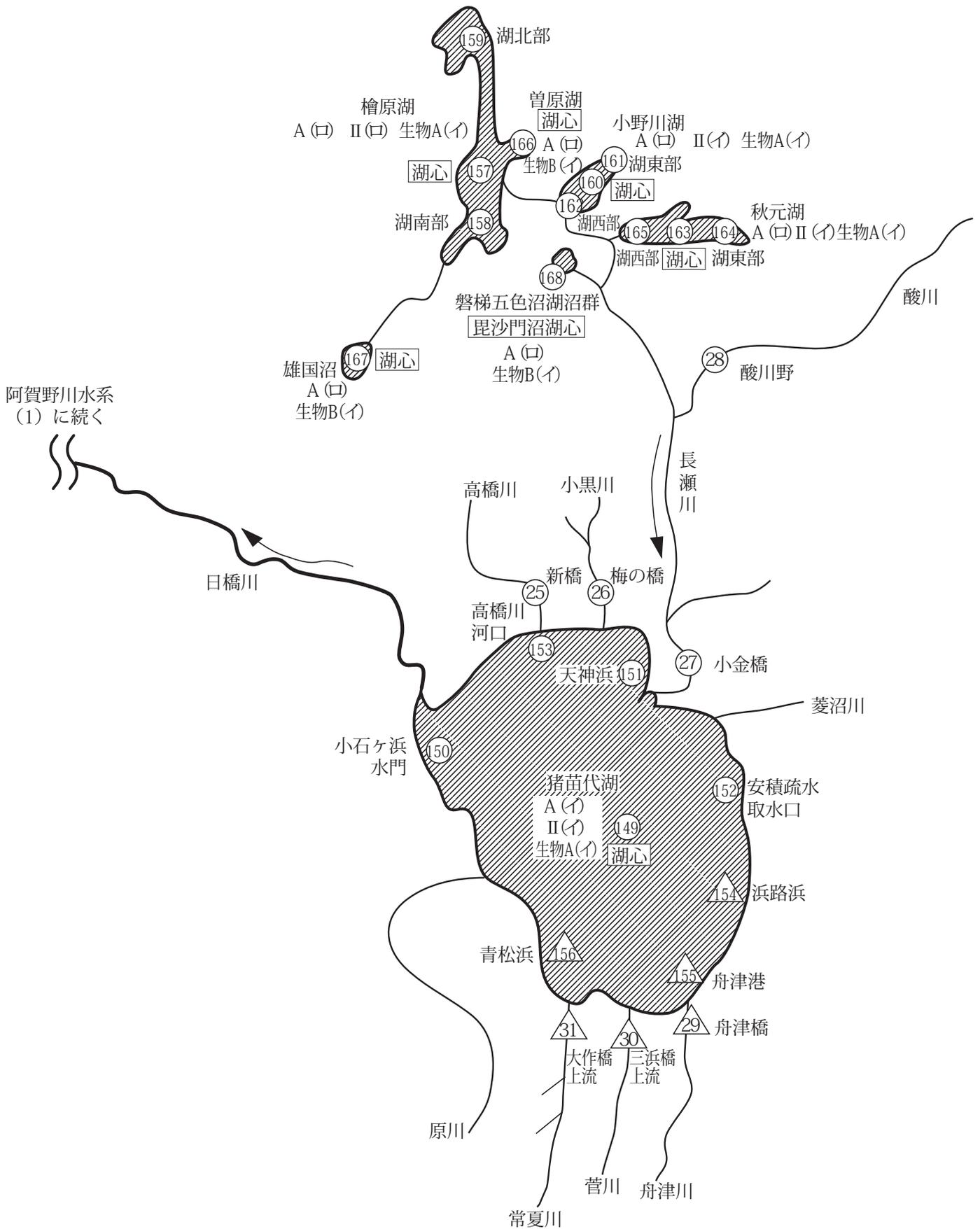
(←河川の流下方向を示す。)



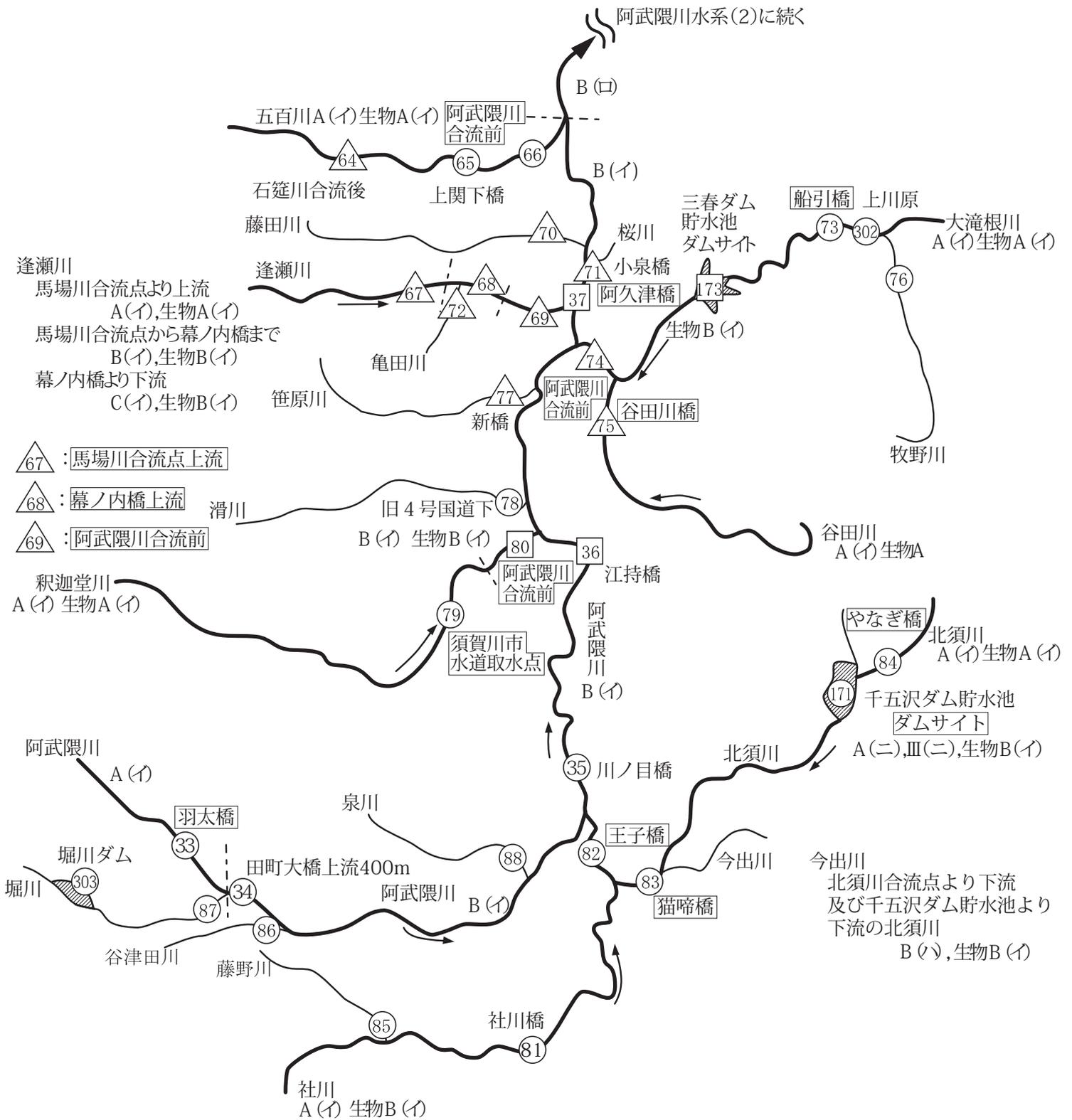
2. 阿賀野川水系 (2)



3. 阿賀野川水系 (3)

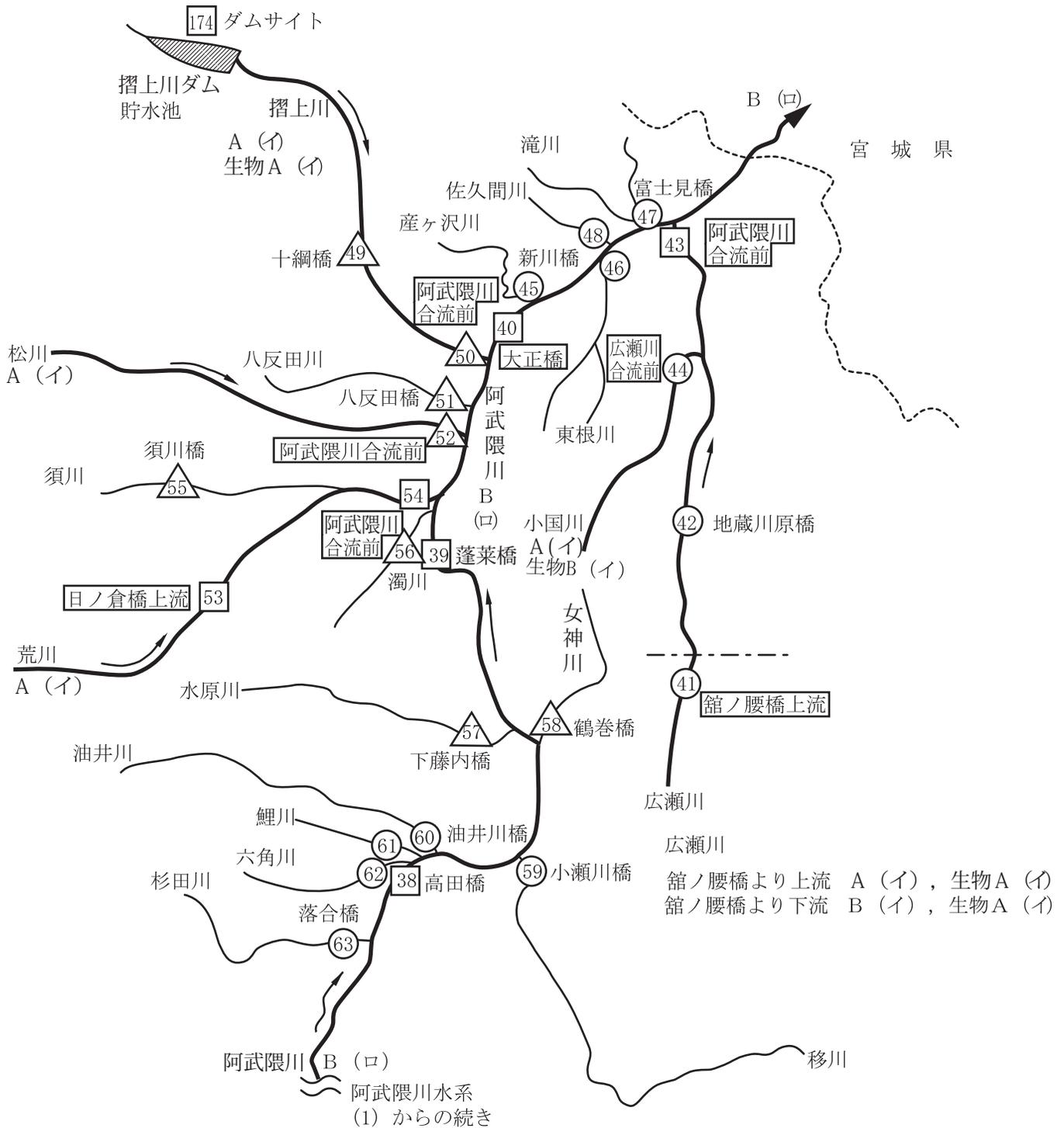


4. 阿武隈川水系 (1)

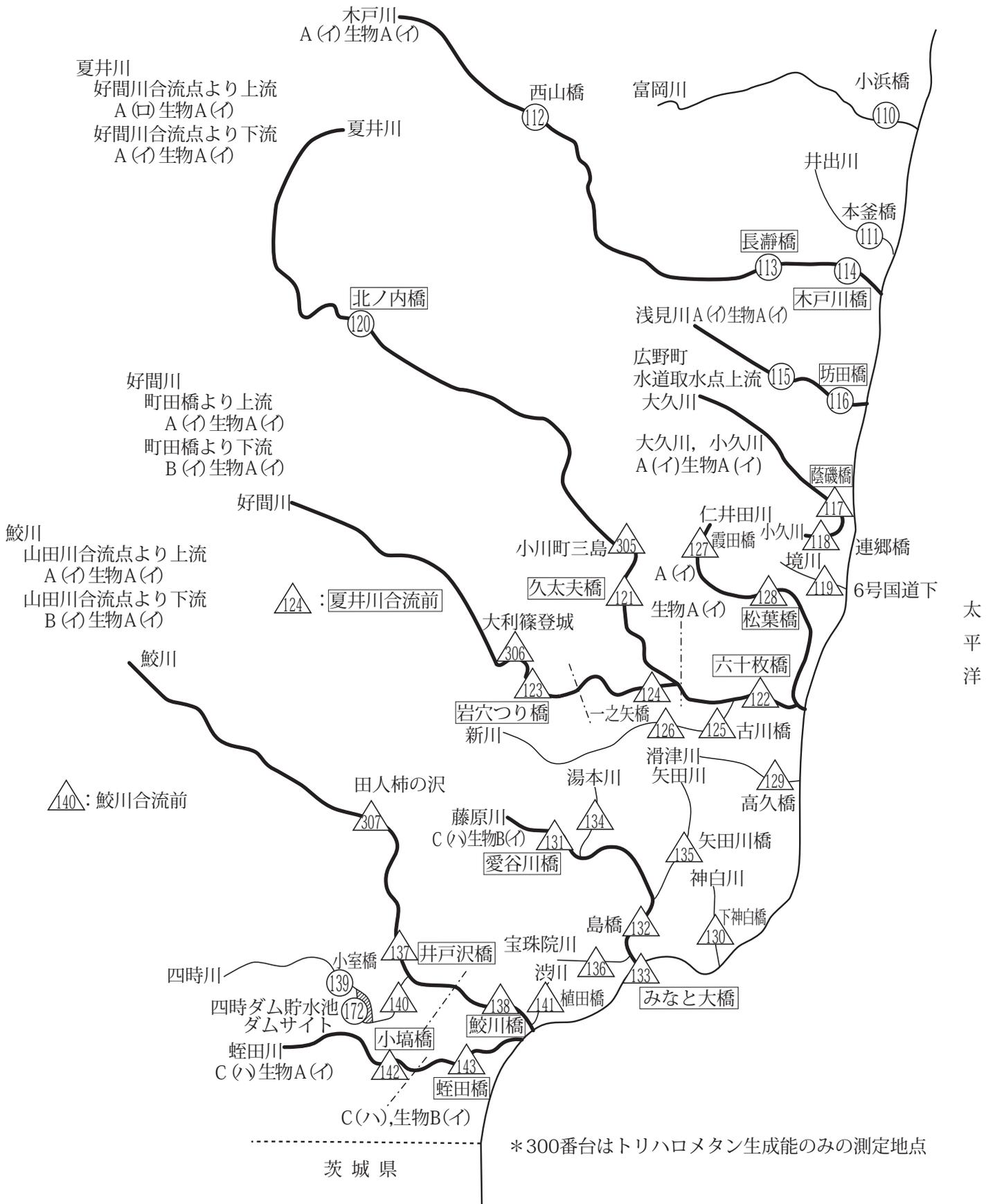


* 300番台はトリハロメタン生成能のみの測定地点

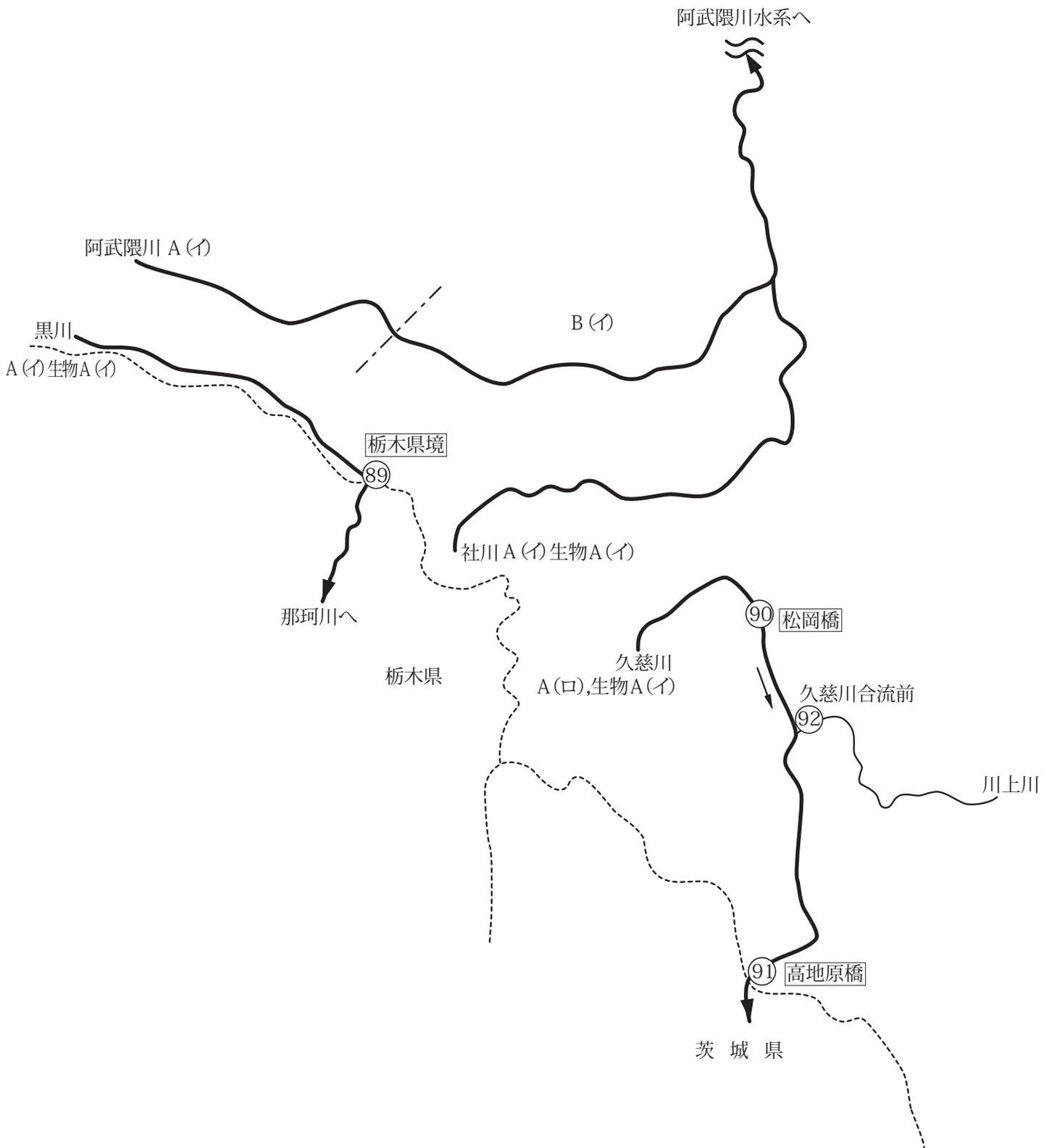
5. 阿武隈川水系 (2)



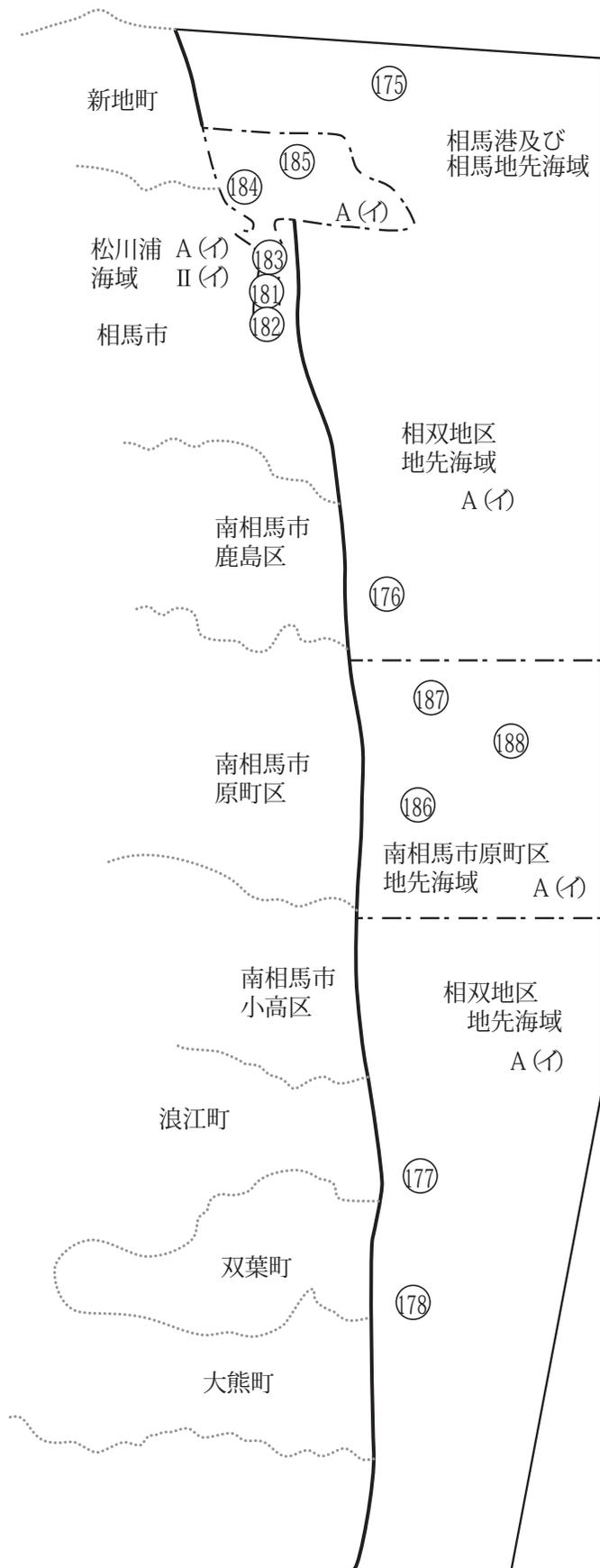
7. 浜通り水域 (2)



8. 久慈川水系、那珂川水系

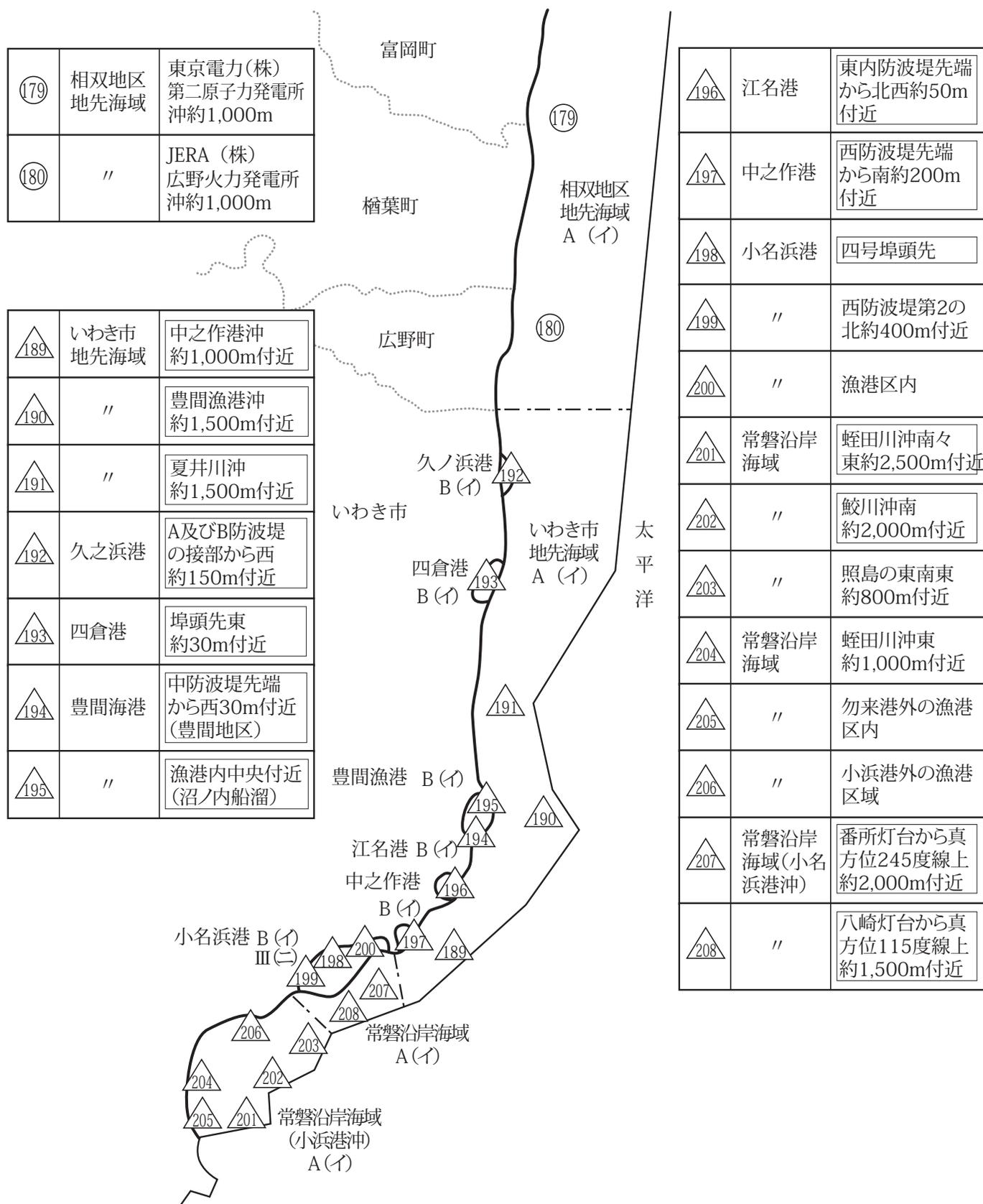


9. 相馬港及び相馬地先海域、相双地区地先海域
南相馬市原町区地先海域、松川浦



①75	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約2,000m付近
①76	"	真野川沖約2,000m付近
①77	"	請戸川沖約2,000m付近
①78	"	東京電力(株)第一原子力発電所沖約1,000m付近
①81	松川浦海域	漁業権区域区1号中央付近
①82	"	漁業権区域区3号中央付近
①83	"	浦の出入口付近
①84	相馬港及び相馬地先海域	地藏川沖約2,500m付近
①85	"	相馬港南防波堤屈曲部から西約200m付近
①86	南相馬市原町区地先海域	南相馬市特別都市下水路沖約1,000m付近
①87	"	新田川沖約1,000m付近
①88	"	新田川沖約5,000m付近

10. 相双地区地先海域、いわき市地先海域、常磐沿岸海域 (小名浜港沖を含む)、小名浜港等



水質環境基準の水域類型指定一覧表

1 河川

(1) BOD等に係るもの

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
阿武隈川	阿武隈川上流 (堀川合流点より上流)	A	イ	羽太橋	S46. 5. 25 閣議決定	(H21. 3. 31 環境省告示14号)
	阿武隈川中流(1) (堀川合流点から五百川合流点まで)	B	イ	阿久津橋	H14. 7. 15 環境省告示45号	(")
	阿武隈川中流(2) (五百川合流点から内川合流点 (宮城県)まで)	B	ロ	大正橋	S46. 5. 25 閣議決定	(")
	社川 (全域)	A	イ	王子橋	"	
	釈迦堂川 (影沼橋より上流)	A	イ	須賀川市水道取水点	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	釈迦堂川 (影沼橋より下流)	B	イ	阿武隈川合流前	"	"
	大滝根川 (谷田川を含む)	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	逢瀬川 (馬場川合流点より上流)	A	イ	馬場川合流点前	"	"
	逢瀬川 (馬場川合流点から幕ノ内橋まで)	B	イ	幕ノ内橋上流	"	"
	逢瀬川 (幕ノ内橋より下流)	C	イ	阿武隈川合流前	"	"
	五百川	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	荒川 (日ノ倉橋より上流) 〔pHを除く〕	A	イ	日ノ倉橋上流	"	"
	荒川 (日ノ倉橋より下流) 〔pHを除く〕	A	イ	阿武隈川合流前	H21. 3. 23 県告示189号	H18. 3. 24県告示 277号、 S51. 3. 30県告示 354号の改正
	松川 〔pHを除く〕	A	イ	阿武隈川合流前	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	摺上川	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	広瀬川 (館ノ腰橋より上流及び小国川)	A	イ	館ノ腰橋上流(広瀬川) 広瀬川合流前(小国川)	"	"
	広瀬川 (館ノ腰橋より下流)	B	イ	阿武隈川合流前	"	"
	今出川 (北須川合流点より下流及び千五沢ダ ム貯水池より下流の北須川)	B	ハ	猫啼橋	H13. 3. 27 県告示306号	
	北須川 (千五沢ダム貯水池より上流)	A	イ	やなぎ橋	"	
	阿賀野川	阿賀野川(1) (大川橋より上流で、大川ダム貯水池 (全域)に係る部分を除く)	A	イ	田島橋	S48. 3. 31 環境庁告示21号
阿賀野川(2) (大川橋から日橋川合流点まで)		A	イ	宮古橋	H14. 7. 15 環境省告示45号	(")
阿賀野川(3) (日橋川合流点から新郷ダムまで)		A	ハ	新郷ダム	S48. 3. 31 環境庁告示21号	(")
阿賀野川(4) (新郷ダムより下流)		A	イ	麒麟橋、横雲橋 (新潟県)	"	(")

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
阿賀野川	只見川	A	イ	西谷橋、藤橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	伊南川	A	イ	青柳橋、黒沢橋	〃	
	湯川 (滝見橋より上流)	A	イ	滝見橋	S57. 6. 22 県告示818号	
	湯川 (滝見橋より下流)	B	ロ	新湯川橋	〃	
	旧湯川	B	ロ	栗ノ宮橋	〃	
	宮川	A	イ	細工名橋	〃	
	旧宮川	B	イ	丈助橋	〃	
	日橋川 〔pHを除く〕	A	イ	南大橋	〃	
	田付川 (猫ノ尾橋より上流)	A	ロ	大橋	〃	
	田付川 (猫ノ尾橋より下流)	A	イ	下川原橋	H21. 3. 23 県告示188号	S57. 6. 22県告示 818号の改正
	濁川 (濁川橋より上流)	A	イ	濁川橋	S57. 6. 22 県告示818号	
	濁川 (濁川橋より下流)	A	イ	山崎橋	H21. 3. 23 県告示188号	S57. 6. 22県告示 818号の改正
那珂川	黒川 (栃木県境まで)	A	イ	栃木県境	S50. 3. 17 県告示265号	
久慈川	久慈川 (茨城県境まで)	A	ロ	松岡橋、高地原橋	〃	
小泉川	小泉川 (小泉橋より上流)	A	イ	小泉橋	S53. 4. 7 県告示458号	
	小泉川 (小泉橋より下流)	B	イ	百間橋	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7県告示 458号の改正
宇多川	宇多川 (清水橋より上流)	A	イ	堀坂橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	宇多川 (清水橋より下流)	A	イ	百間橋	H19. 10. 5 県告示677号	S49. 3. 26県告示 285号の改正
真野川	真野川 (桜田橋より上流)	A	イ	落合橋	H18. 3. 24県告示 277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	真野川 (桜田橋より下流)	A	イ	真島橋	H20. 2. 26 県告示131号	H18. 3. 24県告示 277号、 S51. 3. 30県告示 354号の改正
新田川	新田川 (新田橋より上流)	A	イ	木戸内橋	S48. 3. 31 県告示273号	
	新田川 (新田橋より下流)	A	イ	鮭川橋	H19. 10. 5 県告示676号	S48. 3. 31県告示 273号の改正
請戸川	請戸川	A	イ	請戸橋	S48. 3. 31 県告示273号	
	高瀬川	A	イ	慶応橋	〃	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
小高川	小高川 (善丁橋より上流)	A	イ	善丁橋	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7県告示 458号の改正
	小高川 (善丁橋より下流)	A	イ	ハツカラ橋	〃	〃
木戸川	木戸川	A	イ	長瀬橋、木戸川橋	S50. 3. 17 県告示265号	
浅見川	浅見川	A	イ	坊田橋	S53. 4. 7 県告示458号	
大久川	大久川、小久川	A	イ	蔭磯橋	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
夏井川	夏井川 (好間川合流点より上流)	A	ロ	北ノ内橋 久太夫橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	夏井川 (好間川合流点より下流)	A	イ	六十枚橋	H19. 10. 5 県告示677号	S49. 3. 26県告示 285号の改正
	仁井田川	A	イ	松葉橋	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	好間川 (町田橋より上流)	A	イ	岩穴つり橋	〃	〃
	好間川 (町田橋より下流)	B	イ	夏井川合流前 (愛宕橋)	〃	〃
藤原川	藤原川	C	ハ	愛谷川橋 みなと大橋	S48. 3. 31 県告示273号	
鮫川	鮫川 (山田川合流点より上流)	A	イ	井戸沢橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	鮫川 (山田川合流点より下流)	B	イ	鮫川橋	〃	
蛭田川	蛭田川	C	ハ	小埦橋、蛭田橋	S48. 3. 31 県告示273号	

(注) 達成期間の分類は次のとおりであり、以下の表についても同じである。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(2) 水生生物の保全に係るもの

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
阿武隈川	阿武隈川(1) (羽出庭橋(宮城県丸森町) より上流)	生物A	イ	羽太橋、阿久津橋、 大正橋	H22. 9. 24 環境省告示46 号	
	社川	生物B	イ	王子橋	H20. 3. 18 県告示197号	
	釈迦堂川 (影沼橋より上流)	生物A	イ	須賀川市水道取水地点	〃	
	釈迦堂川 (影沼橋より下流)	生物B	イ	阿武隈川合流前	〃	
	大滝根川 (三春ダム貯水池より上流)	生物A	イ	船引橋	〃	
	大滝根川 (三春ダム貯水池より下流)	生物B	イ	阿武隈川合流前	〃	
	谷田川	生物A	イ	谷田川橋	H22. 3. 26 県告示205号	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
阿武隈川	逢瀬川 (馬場川合流点より上流)	生物A	イ	馬場川合流点前	H21. 3. 23 県告示187号	
	逢瀬川 (馬場川合流点より下流)	生物B	イ	幕ノ内橋上流 阿武隈川合流前	〃	
	五百川	生物A	イ	阿武隈川合流前	〃	
	摺上川 (摺上川ダム貯水池を除く)	生物A	イ	阿武隈川合流前	〃	
	広瀬川	生物A	イ	館ノ腰橋上流 阿武隈川合流前	〃	
	小国川	生物B	イ	広瀬川合流前	〃	
	今出川 (北須川合流点より下流及び千五沢ダム貯水池より下流の北須川)	生物B	イ	猫啼橋	H20. 3. 18 県告示197号	
	北須川 (千五沢ダム貯水池より上流)	生物A	イ	やなぎ橋	〃	
阿賀野川	阿賀野川上流 (早出川合流点(新潟県阿賀野市)より上流に限り、大川ダム貯水池を除く)	生物A	イ	田島橋、宮古橋、 新郷ダム(福島県)、 麒麟橋(新潟県)	H22. 9. 24 環境省告示46号	
	只見川 (田子倉貯水池より下流)	生物A	イ	西谷橋、藤橋	H22. 12. 14 県告示738号	
	伊南川	生物A	イ	青柳橋、黒沢橋	〃	
	湯川 (東山ダム貯水池を除く)	生物A	イ	滝見橋、新湯川橋	H22. 3. 26 県告示205号	
	旧湯川	生物B	イ	栗ノ宮橋	〃	
	宮川	生物A	イ	細工名橋	〃	
	旧宮川	生物B	イ	丈助橋	〃	
	日橋川 (金川発電所放流水路合流点より下流)	生物B	イ	南大橋	〃	
	田付川	生物A	イ	大橋、下川原橋	〃	
	濁川 (濁川橋より上流)	生物A	イ	濁川橋	〃	
濁川 (濁川橋より下流)	生物B	イ	山崎橋	〃		
那珂川	黒川 (福島県に属する水域に限る)	生物A	イ	栃木県境	H20. 3. 18 県告示197号	
久慈川	久慈川 (福島県に属する水域に限る)	生物A	イ	松岡橋、高地原橋	H19. 3. 30 県告示242号	
小泉川	小泉川	生物B	イ	小泉橋、百間橋	〃	
宇多川	宇多川 (福島県に属する水域に限る。 ただし、松川浦(全域)を除く)	生物A	イ	堀坂橋、百間橋	〃	
真野川	真野川 (真野ダム(全域)を除く)	生物A	イ	落合橋、真島橋	〃	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
新田川	新田川	生物A	イ	木戸内橋、鮭川橋	H19.3.30 県告示242号	
請戸川	請戸川 (大柿ダム(全域)を除く)	生物A	イ	請戸橋	〃	
	高瀬川	生物A	イ	慶応橋	〃	
小高川	小高川	生物A	イ	善丁橋、 ハツカラ橋	H20.3.18 県告示197号	
木戸川	木戸川	生物A	イ	長瀬橋、木戸川橋	H19.3.30 県告示242号	
浅見川	浅見川	生物A	イ	坊田橋	〃	
大久川	大久川及び小久川	生物A	イ	蔭磯橋	H20.3.18 県告示197号	
夏井川	夏井川	生物A	イ	北ノ内橋、久太夫 橋、六十枚橋	H19.3.30 県告示242号	
	仁井田川	生物A	イ	松葉橋	〃	
	好間川	生物A	イ	岩穴つり橋 夏井川合流前	〃	
藤原川	藤原川	生物B	イ	愛谷川橋、みなと大 橋	〃	
鮫川	鮫川 (高柴ダム(全域)を除く)	生物A	イ	井戸沢橋、鮫川橋	〃	
蛭田川	蛭田川 (小埜橋より上流)	生物A	イ	小埜橋	〃	
	蛭田川 (小埜橋より下流)	生物B	イ	蛭田橋	〃	

備考

該当類型の欄中の「生物A」又は「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。

2 湖沼

(1) COD等に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
猪苗代湖 〔pHを除く〕	A	イ	湖心	S49. 3. 26 県告示285号	
檜原湖	A	ロ	湖心	〃	
小野川湖	A	ロ	湖心	〃	
秋元湖	A	ロ	湖心	〃	
曾原湖	A	ロ	湖心	〃	
雄国沼	A	ロ	湖心	〃	
磐梯五色沼湖沼群 〔pHを除く〕	A	ロ	毘沙門沼湖心	〃	
田子倉貯水池	A	イ	湖心	〃	
羽鳥湖	A	イ	湖心	〃	
奥只見貯水池 (福島県に属する水域に限る)	A	イ	湖心	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30 県告示 354号の改正
沼沢湖	A	イ	湖心	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7 県告示 458号の改正
尾瀬沼	A	イ	湖心	S56. 4. 10 県告示582号	
東山ダム貯水池	A	イ	東山ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	
千五沢ダム貯水池	A	ニ (※)	千五沢ダムサイト	〃	
大川ダム貯水池	A	イ	湖心	H15. 3. 27 環境省告示36号	

※令和12年度までの暫定目標 COD 5 mg/L 以下 (令和8年4月1日から改正予定)

(2) 全窒素及び全りんに係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
千五沢ダム貯水池	Ⅲ	ニ (※)	千五沢ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	

※令和12年度までの暫定目標 全窒素 0.68 mg/L 以下 (令和8年4月1日から改正予定)
全りん 0.034 mg/L 以下 (同上)

(3) 全りんのみに係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
猪苗代湖	Ⅱ	イ	湖心	S61. 3. 11 県告示366号	
檜原湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
小野川湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
秋元湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
東山ダム貯水池	Ⅱ	ハ	東山ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	R3. 3. 9県告示 253号の改正
大川ダム貯水池	Ⅲ	イ	湖心	H15. 3. 27 環境省告示36号	

(4) 水生生物の保全に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
田子倉貯水池	生物A	イ	湖心	H22. 12. 14 県告示738号	
奥只見貯水池	生物A	イ	湖心	〃	
沼沢湖	生物A	イ	湖心	〃	
尾瀬沼	生物A	イ	湖心	〃	
東山ダム貯水池	生物A	イ	東山ダムサイト	H22. 3. 26 県告示205号	
千五沢ダム貯水池	生物B	イ	千五沢ダムサイト	H20. 3. 18 県告示197号	
大川ダム貯水池	生物A	イ	湖心	H22. 9. 24 環境省告示46号	
猪苗代湖	生物A	イ	湖心	H24. 2. 24 県告示81号	
檜原湖	生物A	イ	湖心	〃	
小野川湖	生物A	イ	湖心	〃	
秋元湖	生物A	イ	湖心	〃	
曾原湖	生物B	イ	湖心	〃	
雄国沼	生物B	イ	湖心	〃	
磐梯五色沼湖沼群	生物B	イ	毘沙門沼湖心	〃	
羽鳥湖	生物A	イ	湖心	〃	

備考

該当類型の欄中の「生物A」又は「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のウの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。

3 海域

(1) COD等に係るもの

水域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
相双地区地先海域	A	イ	釣師浜漁港沖約2,000m付近 真野川沖約2,000m付近 請戸川沖約2,000m付近	R3.3.9 県告示255号	S50.3.17 県告示265 号の改正
相馬港及び相馬 地先海域	A	イ	相馬港南防波堤屈曲部西約200m付近 地蔵川沖約2,500m付近	H18.3.24 県告示277号	S51.3.30 県告示354 号の改正
松川浦海域	A	イ	漁業権区域区1号中央付近 漁業権区域区3号中央付近	S49.3.26 県告示285号	
南相馬市原町区 地先海域	A	イ	南相馬市特別都市下水路沖 約1,000m付近 新田川沖約1,000m付近 新田川沖約5,000m付近	R3.3.9 県告示254号	S49.3.26 県告示285 号の改正
いわき市地先海域 (漁港内を除く)	A	イ	中之作港沖約1,000m付近 豊間漁港沖約1,500m付近 夏井川沖約1,500m付近	〃	
いわき市地先海域					
久之浜港	B	イ	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	S49.3.26 県告示285号	
四倉港	B	イ	埠頭先東約30m付近	〃	
豊間漁港	B	イ	中防波堤先端から西約30m付近(豊間地区) 漁港内中央付近(沼ノ内船溜)	〃	
江名港	B	イ	東内防波堤先端から北西約50m付近	〃	
中之作港	B	イ	西防波堤先端から南約200m付近	〃	
小名浜港	B	イ	四号埠頭先	S47.3.31 県告示273号	
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	A	イ	番所灯台から真方位245度線上2,000m付近 八崎灯台から真方位115度線上1,500m付近	S53.4.7 県告示458号	
常磐沿岸海域	A	イ	蛭田川沖南南東約2,500m付近 鮫川沖南約2,000m付近	S48.3.31 県告示273号	

(2) 全窒素及び全りんに係るもの

水域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	指定年月日	備考
松川浦海域	II	イ	漁業権区域区1号中央付近 漁業権区域区3号中央付近	H9.3.14 県告示234号	
小名浜港	III	イ	四号埠頭先	H22.12.14 県告示739号	H18.3.24県告示 277号の改正

水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号) (抜粋)

I 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102-3 14.3、14.4 又は14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102-2 9.3.2 若しくは9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は付表1 (蒸留操作は装置にて行う) に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格K0102-3 24.3 (24.3.3 及び24.3.7を除く。) に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は24.3.6 に定める方法による場合(24.3.3.4 のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7 の a)又は b)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4 又は20.5 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3 又は26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3 又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102-2 5.2 及び5.3、5.2 及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mL に硫酸10mL、りん酸60mL 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250mL を混合し、水を加えて1,000mL としたものをを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。) 及び5.5 に定める方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5 又は5.6 に定める方法
1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L以下	付表7に掲げる方法

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3 又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

II 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A	水道1級・自然環境保全 及びA以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/ 100mL以下	第1の 2の(2) により 水域類 型ごと に指定 する水 域
A	水道2級・水産1級及び B以下の欄に掲げると のもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 CFU/ 100mL以下	
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げると のもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	1,000 CFU/ 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1級 及びD以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—	
D	工業用水2級・農業用 水及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以 下	2 mg/L以上	—	
E	工業用水3級、環境 保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2 mg/L以上	—	
測定方法		規格K0102-1 12に 定める方法又はガ ラス電極を用いる 水質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結果 の得られる方法	規 格 K0102-1 18に定める方 法	付表 8 に掲げ る方法	規格K0102-1 21.2、 21.3、21.4 及び 21.5に定める方法 又は隔膜電極若し くは光学式センサ を用いる水質自動 監視測定装置によ りこれと同程度の 計測結果の得られ る方法	規格K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は 除く。)に定め る方法(ただし、 試料採取後直ちに試験 ができないと きは、0～ 5℃(凍結させない)の暗 所に保存し、 9時間以内に 試験することが望ましく、 12時間以内に 試験する。)	
備 考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。</p> <p>6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級 : サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用
 // 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法		
備考 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/ 100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 CFU/ 100mL以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—	
C	工業用水2級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L以上	—	
	測定方法	規格K0102-112に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-117.2に定める方法	付表8に掲げる方法	規格K0102-121.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-55.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	
備考							
<p>1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100 CFU/100mL以下とする。</p> <p>3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000 CFU/100mL以下とする。</p> <p>4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2・3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん 燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格K0102-2 17.3、 17.4 又は17.5 (17.5.3.2を除く。) に定める方法	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4のb)を除く。) に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種 : サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種 : コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な 水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のう ち、生物Bの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場）又は 幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、 12.4及び12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5 に定める方法	

エ

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が 生息できる場を保全・再生する水域又は再生産 段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生 産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上		第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を 除き、水生生物が生息できる場を保全・再生す る水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低 い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場 を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が 生息できる場を保全・再生する水域、再生産段 階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産 できる場を保全・再生する水域又は無生物域を 解消する水域	2.0mg/L 以上		
測定方法		規格K0102-1 21.2、 21.3、21.4及び21.5に 定める方法又は付表10に 掲げる方法		
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。				

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/ 100mL以下	検出されないこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	—	—	
	測定方法	規格K0102-112に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-117.2に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格K0102-121.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-55.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	規格K0102-122.5に定める方法	
<p>備考</p> <p>1 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD (O_2mg/L) = 0.08 \times [(b)-(a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1,000/50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL) $fNa_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p> <p>2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの。(水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	
測定方法		規格K0102-2 17.3、 17.4 又は17.5 (17.5.3.2を除 く。)に定める方法	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4のb)を除 く。)に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適 応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、水 生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、 12.3、12.4 及び 12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5 に定める方法	

工

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法	
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

※ 水質汚濁に係る環境基準については、平成5年3月8日環告16号、平成11年2月22日環告14号及び平成21年11月30日環告78号により、「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）の追加等がなされ、また、平成5年8月27日環告65号により海域の全窒素と全リンの基準が「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）に設定された。

さらに、平成15年11月5日環告123号により、水生生物の保全に係る水質環境基準が生活環境項目として位置付けられ、同告示により全亜鉛の基準が、平成24年8月22日環告127号によりノニルフェノールの基準が、平成25年3月27日環告30号により直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の基準がそれぞれ設定された。

また、平成28年3月30日環告37号により底層溶存酸素量の基準が生活環境項目に設定された。

人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

公共用水域

項 目	指針値	項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下
フェノバルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下		

(注) 平成5年3月8日環水管第21号通知、平成11年2月22日環水企第58号・環水管第49号通知、平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号通知、平成21年11月30日環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号通知、令和2年5月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号通知、環水大管発第2506309号令和7年6月30日

(※) PFOS及びPFOAの指針値については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号通知、
平成25年3月27日付け環水大発1303272号)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L以下
		生物特 A	0.006 mg/L以下
		生物 B	3 mg/L以下
		生物特 B	3 mg/L以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L以下
		生物特 A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下
		生物 B	0.08 mg/L以下
		生物特 B	0.01 mg/L以下
	海域	生物 A	2 mg/L以下
		生物特 A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/L以下
		生物特 A	1 mg/L以下
		生物 B	1 mg/L以下
		生物特 B	1 mg/L以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L以下
		生物特 A	0.03 mg/L以下
4-t- オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 mg/L以下
		生物特 A	0.0007mg/L以下
		生物 B	0.004 mg/L以下
		生物特 B	0.003 mg/L以下
	海域	生物 A	0.0009mg/L以下
		生物特 A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.02 mg/L以下
		生物 B	0.02 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L以下
		生物特 A	0.1 mg/L以下
2, 4- ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 mg/L以下
		生物特 A	0.003 mg/L以下
		生物 B	0.03 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下